答申第 112 号

答　申

第１　審査会の結論

沖縄県公安委員会（以下「実施機関」という。）が行った公文書部分開示決定は、妥当である。

第２　諮問の概要

１　公文書の開示請求

審査請求人は、沖縄県情報公開条例（平成 13 年沖縄県条例第 37 号。以下「条例」という。）第６条第１項の規定により、平成 30 年４月 19 日付けで実施機関に対し、「2016 年７月以降の沖縄県へ派遣された千葉県警機動隊に関する文書」について、公文書開示請求（以下「本件請求」という。）を行った。

２　実施機関の決定

実施機関は、本件請求に係る対象公文書を「特別派遣部隊の要請について（平成 28 年７月 11 日付け、沖備二第 3820 号）」他 16 件（以下「本件公文書」という。）と特定し、条例第７条第２号、同条第５号及び同条第７号に該当することを理由として、公文書部分開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、平成 30 年６月６日付沖公委（備二）第 15 号により審査請求人に通知した。

３　審査請求

審査請求人は、本件処分を不服として、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）第２条の規定により、平成 30 年９月３日付けで実施機関に対し審査請求を行った。

４　諮問

実施機関は、条例第 21 条の規定により、令和元年７月８日付沖公委（備二）第 16 号及び沖公委（広相）第 13 号により沖縄県情報公開審査会(以下「審査会」という。)に、本件公文書の開示可否の決定について諮問した。

第３　審査請求人の主張の要旨

審査請求人の主張は、概ね以下のとおりである。

１　審査請求の趣旨

「処分を取り消す」との裁決を求める。

２　審査請求の理由

審査請求人が本件文書を開示請求した趣旨は、千葉県警機動隊が沖縄県公安委員会の援助要請（警察法 60 条）に基づき、沖縄県国頭郡東村高江のヘリパッド建設の警備活動のためと称して相当期間の間、同地に派遣されているところ、その際の千葉県警機動隊の活動内容が警察法や警察官職務執行法、また前記援助要請の趣旨目的に照らして適法なものであるかを県民の１人として把握し、警察活動に関する監視の目を行き届かせることで警察権力に対する財政面も含めた民主的統制を実現することを目的とするものである。

当然ながら、本決定の理由のような本件文書の開示をもって犯罪の敢行や警備実施に支障を及ぼすことを目的とするものではない。

本決定は、何故に本件文書が開示されることが審査請求人との間で（またはそれを問わず）、前記のような犯罪の予防や警備実施に支障を及ぼすことに結びつくのか、具体的な関連性はもとより何らの根拠も示されておらず、理由として失当であることは明らかである。

そもそも審査請求人が開示を請求しているのは、沖縄県国頭郡東村高江のヘリパッド建設工事に際し、派遣された千葉県警機動隊の警備活動に関わる請求である。同工事はすでに終了し、本件文書に係る援助要請、それに基づく千葉県警機動隊の特別派遣も派遣を終了している。また、今後、高江に千葉県警が派遣されることが予定されているわけでもない。

過去の、まして他県の機動隊の派遣情報にすぎない本件文書を開示することは、何ら警備警察活動に支障を及ぼすものではない。少なくともそのようなおそれについての具体的な根拠は沖縄県公安委員会から何ら示されていない。

第４　実施機関の弁明書（要旨）

審査請求に対する実施機関の弁明は、概ね次のとおりである。

対象となる公文書は、警察官の援助要求、受入れ等に係る記録である。そ

の内容は、派遣期間、派遣人員、帯同装備品、帯同車両、部隊宿泊先等警備態勢や警察の対処能力に関する情報である。

これを公にすれば、本件警備に伴う警備態勢、対処能力が明らかとなり、将来、沖縄県外から特別派遣部隊を受け入れた場合等において、過去の実例としてこれを研究、分析することで、警備態勢、警察の対処能力を類推する基礎的資料と十分になり得るなど、不法行為を敢行しようとする勢力による対抗措置や不法行為が容易となる。

審査請求人は、「同工事はすでに終了し、本件文書に係る援助要請それに基づく千葉県警機動隊の特別派遣も終了している。また、今後、高江に千葉県警が派遣されることが予定されているわけでもない」旨主張している。

しかしながら、既に終了した本件警備実施に限定した情報であっても、将来の警備実施に通じる具体性を有している情報であり、これをもとにテロ等犯罪行為を企図する勢力が実例として研究、分析することで、派遣の規模を見計らった攻撃を決行したり、間隙をついた対抗措置を講じたりすることが可能となり、今後の警備活動に支障を及ぼすおそれがある。

よって、条例第７条第５号に基づいて公共の安全等に関する情報として不開示とするための相当の理由があることは明らかである。

本決定については審査請求人の趣旨、目的及び公文書に記録された情報との利害関係の有無に関わらず行ったものである。

以上のことから、公文書の部分開示決定を行ったものであり、審査請求人の主張は失当である。

第５　審査会の判断理由

１　本件公文書について

審査会において本件公文書を確認したところ、本件公文書は、沖縄県国頭郡東村高江のヘリパッド建設における警備活動のため、東京都、千葉県、神奈川県、愛知県、大阪府及び福岡県の各公安委員会に対しての援助要求及び受入れ等に関する公文書である。

そのうち実施機関は、「警部補以下の階級にある警察官の氏名及び印影」に関する情報を、個人に関する情報として条例第７条第２号ウ括弧書き該当、「派遣期間、派遣人員、派遣部隊、帯同車両、部隊運用計画、帯同装備品、宿泊先、警備実施計画」等に関する情報を、公共の安全等に関する情報として同条第５号該当とし、また「警電番号、ＦＡＸ番号、メールアドレス」等に係る情報を、事務又は事業に関する情報として同条第７号該当として部分

開示決定を行っている。

よって、以下、本件公文書の見分結果に基づき、同条各号における不開示情報該当性について検討する。

2　条例第７条第２号ウ括弧書き該当性について

条例第７条第２号ウの規定は、当該個人が公務員等である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該公務員の氏名を公にするべきであるとする原則を示しているが、例外的に取り扱う場合として括弧書きの規定を設けている。

当該括弧書きは「公にすることにより、当該個人の権利利益を不当に害するおそれがあるもの又はおそれがあるものとして規則で定める職にある公務員の氏名を除く」と定めている。

沖縄県情報公開条例施行規則第２条は、当該「規則で定める職」について、「警部補以下の階級にある警察官をもって充てる職及びこれに相当する職とする」と定めている。

警部補以下の階級にある警察官は、職務の実働部隊であり、現場における捜査活動等の中核として各種捜査活動等に従事しており、それらの職員が安心して職務に専念するためには、少なくともその氏名が不開示とされる必要がある。

よって、「警部補以下の階級にある警察官」の氏名及び印影に関する情報は、条例第７条第２号ウ括弧書きの規定により、不開示とすることが妥当である。

3　条例第７条第５号該当性について

条例第７条第５号は、公共の安全等に関する情報として、「公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると公安委員会又は警察本部長が認めることにつき相当の理由がある情報」については不開示とすることを定めたものである。

当審査会において本件公文書を見分したところ、「派遣期間、派遣人員、派遣部隊、帯同車両、部隊運用計画、帯同装備品、宿泊先、警備実施計画」等に関する情報が記載されていることが認められる。

実施機関によれば、これらの情報に係る事項は、「本件警備に伴う警備態勢、対処能力が明らかとなり、将来、沖縄県外から特別派遣部隊を受け入れ

た場合等において、過去の実例としてこれを研究、分析することで、警備態勢、警察の対処能力を類推する基礎的資料として十分になり得るなど、不法行為を敢行しようとする勢力による対抗措置や不法行為が容易となる」旨を主張している。

また、これらを公にした場合、たとえ既に終了した本件警備実施に限定した情報であっても、将来の警備実施に通じる具体性を有している情報であり、これをもとにテロ等犯罪行為を企図する勢力が実例として研究、分析することで、派遣の規模を見計らった攻撃を決行したり、間隙をついた対抗措置を講じたりすることが可能となり、今後の警備活動に支障を及ぼすおそれがあるとしている。

この点については、審査請求人の主張するとおり、当該派遣は既に終了しているため、これらの情報を公にしたとしても、当該派遣に係る警備実施等に支障が生じることはないと考えられる。しかしながら、今後、本件以外の警備実施等のための派遣が行われた場合には、完了した派遣に係る情報が研究、分析されることにより、その警備実施等に支障が生じる可能性も考えられることから、犯罪の予防又は鎮圧に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき、相当の理由があると認められる。

以上のことから、これらの情報は条例第７条第５号に該当し、不開示が妥当である。

４　条例第７条第７号該当性について

条例第７条第７号は、「県、国、独立行政法人等、他の地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、（中略）当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」については不開示とする旨規定している。

当審査会において本件公文書を見分したところ、「警電番号、ＦＡＸ番号、メールアドレス」等に関する情報が記載されていることが認められる。

これらの情報は、警察組織内の連絡用として個人に割り当てられた警察電話機の電話番号及びメールアドレスであり、またＦＡＸ番号は、関係所属等に警察組織内での連絡用に設置されたＦＡＸ番号である。

これらの番号を公にした場合、例えば被疑者や関係者からの個人を特定した脅迫、誹謗中傷のほか、事務妨害等を目的とする架電、文書の送信等の対象となるおそれが高く、これにより通常事務における必要な連絡又は突発事

案への対応等に支障を及ぼし、警察内部の連絡、調整事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

よって、これらの情報は条例第７条第７号に該当し、不開示が妥当である。

以上のことから、「第１　審査会の結論」のとおり判断した。

沖縄県情報公開審査会委員名簿

五十音順

氏　　名	役　職　名　等	備　考
井上　禎男	琉球大学教授	会長
儀部　和歌子	弁護士	会長職務代理者
仲村　　剛	弁護士	
新見　　研吾	弁護士	
三浦　毅	琉球大学准教授	

審査会の処理経過

年　月　日	内　　容
令和元年７月８日	諮問書受理
令和元年８月９日	審議（第306回）
令和元年10月９日	審議（第308回）
令和元年11月20日	審議（第309回）